

入札制度の一部改正 「総合評価落札方式地域防災力維持型」

業者悲鳴 強い会社しか残らない！

県が3千～5千万円での一部の工事に限り、7割以上を自社施工すると評価加点して有利にするという急激な転換に業者は戸惑っている。公共工事が減少する中、事業者、建設業就労者の減少と高齢化が進行。厳しい競争環境にあつて自社施工、下請禁止など無理があり、事業存続の危機さえ危惧されると悲痛な叫び！

**自社施工能力のある企業を確保していく
自分で仕事ができない方は退散していただく**

福井県が入札制度の一部改正を行い、今年6月1日から試行した。内容は、3千～5千万円での一部の工事に限り総合評価落札方式で、7割以上を自社施工する場合には評価加点して有利になる「総合評価落札方式地域防災力維持型」を試行し、自社施工がうまく行くか点検した上で、今後本格的にするのか、適用範囲を広げるか考えていくという。今回の入札制度改正にお

けるポイントは次の3点。

- 1 除雪や災害復旧などの地域防災力を維持していく必要があることから、自社施工能力の高い業者を評価する。
- 2 品確法でも位置付けられた中長期的な担い手の確保の観点から、技術者技能労働者を確保していく必要があるため、その雇用状況を評価する。
- 3 元請だけでなく下請にも利益が残るような適正価格での契約の推進。

地域防災力維持型とは、建設産業に求められる役割を今後、社会資本の長寿命化維持管理ということで適切な維持更新を図っていくため、頻発する災害に迅速かつ円滑な応急復旧作業、災害に強い県土づくりとしての役割を果たしていく事だと考え、また、建設業は公共工事依存度の高い地域における地域経済や雇用を支える基幹産業であるとの考えを基本とし、このため将来にわたって社会資本の維持管理や災害対応、除雪を担える企業が不足しないように、

今から自社施工能力のある企業を確保していくというものが趣旨である。

自社施工能力の高い企業を確保していくために、自社施工能力の定義を定め「自社で保有する建設機械、自社で雇用する技能労働者で施工する能力を自社施工能力」と位置づけ、自社で施工する能力や意思を有する業者が評価される入札契約制度にした。

県側の主張は、下請届や施工体制台帳を調べると、請負金額のほぼ90%を下請けに出している業者がいたり、一



福井県建設業会館